

く 政 第 6 0 9 号  
令和 3 年 1 月 26 日

公益社団法人富山県医師会会長 殿

富山県厚生部長  
(公印省略)

バリシチニブ製剤の最適使用推進ガイドライン（既存治療で効果不十分なアトピー性皮膚炎）について

このことについて、令和 2 年 12 月 25 日付け薬生薬審発 1225 第 1 号をもって、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長から別添写しのとおり通知がありました。

つきましては、本通知の内容をご了知いただき、貴会会員への周知をお願いします。

なお、作成された最適使用推進ガイドラインについては、独立行政法人医薬品医療機器総合機構のホームページ (<https://www.pmda.go.jp/review-services/drug-reviews/review-information/p-drugs/0028.html>) にてご確認をお願いします。

また、各公的病院長宛てに、別途通知していることを申し添えます。

(事務担当 くすり政策課企画・薬事係)





薬生薬審発 1225 第 1 号  
令和 2 年 12 月 25 日

各〔都 道 府 県〕  
〔保健所設置市〕 衛生主管部（局）長 殿  
〔特 別 区〕

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長  
（公 印 省 略）

バリシチニブ製剤の最適使用推進ガイドライン  
（既存治療で効果不十分なアトピー性皮膚炎）について

経済財政運営と改革の基本方針 2016（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において、革新的医薬品の使用の最適化推進を図ることが盛り込まれたことを受けて、革新的医薬品を真に必要な患者に提供するために最適使用推進ガイドラインを作成することとしました。

今般、バリシチニブ製剤（販売名：オルミエント錠 2mg 及び同 4mg）について、既存治療で効果不十分なアトピー性皮膚炎に対して使用する際の留意事項を別添のとおり最適使用推進ガイドラインとして取りまとめましたので、その使用に当たっては、本ガイドラインについて留意されるよう、貴管内の医療機関及び薬局に対する周知をお願いします。

